

平成9年5月1日

各所属長殿

会計課長

裁判所、検察庁等への職員の派遣に伴う旅費等の取扱いについて

職員が

証人出廷や調停事案の説明等のため裁判所に出向いた場合  
参考人や証人打合せで検察庁に出向いた場合  
通訳として検察庁、裁判所に出向いた場合  
講師として他の官署に出向いた場合

に、当該官署から旅費や謝金が支払われることがある。

このような場合の旅費等の取扱いについては、当面下記のとおりとし、当該職員に対する旅費が重複執行されることのないよう徹底されたい。

記

- 1 職員が、証人出廷や事件調停事案の説明等のため裁判所に出向く場合及び参考人、証人打合せなどで検察庁に出向く場合の旅費等の取扱い
  - (1) 当該裁判所、検察庁からの職員に対する旅費・謝金等の支給については辞退させる。  
この場合、召喚又は出頭依頼があった時点で当該裁判所・検察庁に対して、「旅費等は辞退する。」旨を連絡する。
  - (2) 職員に対しては、所属において旅費を支給し、個々の事件内容に応じて、県費旅費又は国費旅費で執行する。
- 2 警察職員が通訳として裁判所、検察庁に出向く場合の旅費の取扱い
  - (1) 原則として、要請先である検察庁・裁判所からの旅費支給を受けるものとする。ただし、当該通訳員から、検察庁・裁判所からの旅費の支給の有無を確認し、旅費が支給されない場合は、所属において旅費を支給する。
  - (2) 旅費の支出は、通訳員が係わる個々の事件内容に応じて、県費旅費又は国費旅費で執行する。
- 3 職員が講師として警察学校等に出向く場合等の旅費等の取扱い
  - (1) 職員が、県警察学校において講義を行う場合には、職員の所属において県費旅費を支給する。  
他の都道府県警察学校において講義を行う場合においても県費旅費を支給すること

とし、いずれの都道府県が執行するかについては、その都度協議すること。

- (2) 職員が、警察大学校、管区警察学校等で講義を行う場合には、当該職員の所属において国費旅費を支給する。

この場合、管理部門の職員にあつては「職員旅費」で、それ以外の活動部門の職員にあつては「活動旅費」で執行すること。

- (3) 職員が他の官公署の研修等に講師として依頼を受けたときは、職員の所属において旅費を支給し、当該官公署から旅費・謝金等を受け取らない。

- (4) 部外講師謝金の取扱いについては、従前どおりとするが、他官公署の職員で、謝金を受け取らない場合には、旅費のみを支給する。

ア 謝金・旅費のいずれも受け取らないときには、両方とも支給しなくてよい。

イ 旅費を支給する場合には、警察学校等要請所属において依頼旅費の執行手続きをとること。

#### 4 留意事項

- (1) 事前把握の徹底

職員が、証人、参考人、講師として他官署に出向く場合には、事前に報告させ、用務内容を確認するとともに、会計（庶務）担当者への連絡を徹底すること。

- (2) 旅費等受給辞退の徹底

職員が、証人、参考人、講師として他の官署に出向く場合に、当該官署からの旅費等を辞退することを周知するとともに、召換又は依頼があった時点で当該官署への辞退する旨の事前連絡を徹底すること。

- (3) 事後確認の徹底

事後においては、職員から旅費辞退又は受給の有無の確認を徹底すること。

- (4) 謝金の受領辞退

職員が他の官署に出向いた場合の謝金の受領に対しては、身分上辞退すること。

出 頭 内 容			旅費支給区分等	事 務 処 理 方 法	支 出 科 目 等	備 考
裁判所への証人出廷			裁判所からの旅費の 受給は辞退	旅行命令簿(書)作成 警察において支給 勤務管理簿の整理	個々の事件内容に応じ ・国費事件は活動旅費 ・県費事件は各旅費 で執行	一律に旅費・謝金の受給を辞退 させ、所属において旅費を支給 事前報告・会計(庶務)への連絡 本人への旅費辞退の指示 裁判所への事前連絡
検察庁への参考人、証人 打合せのため出頭			検察庁からの旅費の 受給は辞退	旅行命令簿(書)作成 警察において支給 勤務管理簿の整理	個々の事件内容に応じ ・国費事件は活動旅費 ・県費事件は各旅費 で執行	一律に旅費・謝金の受給を辞退 させ、所属において旅費を支給 事前報告・会計(庶務)への連絡 本人への旅費辞退の指示 検察庁への事前連絡
指 定 通 訊 員 の 派 遣	検 察 庁	指定通訳員が 検察庁の依頼に 基づき通訳に従 事	検察庁から旅費受給	旅行命令書作成 警察においては、調 整により非支給 勤務管理簿の整理	県費による旅行命令 (旅費非支給)	事前報告・会計(庶務)への連絡 旅行命令書記載例 別紙
	裁 判 所	上記の場合に 身柄送致に引き 続き、勾留質問 時に通訳に従事	* 謝金辞退	検察庁への身柄送致 時の措置のみで、他に 措置は不要		事前報告・会計(庶務)への連絡

旅行命令（依頼）書（通訳として検察庁等へ出向く場合）

所属部局課（住所）	警 察 署		発令年月日	9 年 5 月 1 日
課（室）係	旅行命令権者の認印	職務の級 公 安 職 3 級 1 5 号給 行政職に読み 替えた級 3 級	職氏名 巡査部長  岐 卓 太 郎	
	印			
用務  窃盗事件の通訳用務	用務先  岐 卓 市	旅行期間 9 年 5 月 1 日から 9 年 5 月 2 日まで 2 日 泊		

概算払 精算払 旅費請求（精算）・領収書

旅 行 明 細									
公用車使用		自家用車運転		自家用車同乗		在勤地内		調整旅費	
月 日	(地名) 出発 (駅名)	到着(駅名) 滞在(地名)		宿泊場所	鉄 道 賃 (船 賃)			車 賃 路 程	摘 要
					路 程	運 賃	急行料金		
5	1	市	岐阜市	往復	旅費は 地方検察庁で支給されるため				
	2	"	"	"	支給しない。				
小 計								km	
日 当		宿 泊 料		移転料	扶養親族移転料	着 後 手 当			
1 / 3	半 全	甲 乙 公		km	内訳別紙の とおり	自 宅	日		
日	日 日	夜 夜 夜				公 舎	夜		
						その他			
円		円		円	円	円			
精算年月日	年 月 日		本書のとおり請求（精算）します				合 計	円	
課（室）係	支出命令権者 精算決裁印		年 月 日 様				本書のとおり領収しました。		
			印				年 月 日 印		
概算受領済額	円								
差引請求額	円								
差引返納額	円								